配当公告

北海道旭川市宮下通九丁目七六六番地キタノビル　　破産者　株式会社北野組

右の者に対する旭川地方裁判所平成二十年(フ)第三九二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額　金五、三一七、九七五、〇九七円

一、配当をすることができる金額　金一、〇五二、八七七、二二三円

平成二十二年八月五日

北海道旭川市末広四条六丁目七番八号　破産管財人　千葉　健夫

配当公告

秋田県秋田市楢山南中町六番四一号　破産者　株式会社丸秋

右の者に対する秋田地方裁判所平成二十年(フ)第三六九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金六七七、五七〇、七〇〇円

（うち優先債権額　金五、八四六、八一九円）

一、配当することのできる金額　金二七、四八四、四四二円

平成二十二年八月五日

秋田県秋田市山王五丁目三番二五号藤本ビル三F　破産管財人　弁護士　荘司　昊

配当公告

三重県鈴鹿市御薗町五三七一番地　破産者　株式会社エイチ・アイ・エスファクトリー

右の者に対する津地方裁判所平成二十一年(フ)第二五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金一、六四三、一七六、八八七円

一、配当することのできる金額　金五四、二三一、二九三円

平成二十二年八月五日

三重県津市丸之内養正町四―一　森永三重ビル二階　破産管財人　室木　徹亮

配当公告

兵庫県神戸市西区高塚台二丁目一〇番地　破産者　光印刷株式会社

右の者に対する神戸地方裁判所平成二十年(フ)第七七七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金四、〇三三、二七七、六〇六円

一、配当することのできる金額　金四二五、三三五、六四七円

平成二十二年八月五日

神戸市中央区京町八〇番クリエイト神戸九階　東町法律事務所　破産管財人　上谷　佳宏

配当公告

和歌山市西浜七六八番地　破産者　キョウワ薬品株式会社

右の者に対する和歌山地方裁判所平成十八年(フ)第一六八号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金二、三六一、四四一、三二七円

一、配当することのできる金額　金三五一、九八一、九七四円

平成二十二年八月五日

和歌山市福町三七番地アズビル五階　破産管財人　有田　佳秀

配当公告

香川県高松市松並町八三〇番地一　破産者　青木電設工業株式会社

右の者に対する高松地方裁判所平成二十一年(フ)第二三〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金五億〇、九八二万八、五四六円

一、配当することのできる金額　金四、二二一万九、九一九円

平成二十二年八月五日

香川県高松市錦町一丁目六番一号　堀井法律事務所　破産管財人　堀井　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市神楽七条一一丁目五番、最後の住所北海道旭川市神楽七条一一丁目五番一一号　被相続人　亡　黒川　廣信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月五日

札幌市中央区大通西一三丁目四番地中菱ビル　相続財産管理人司法書士　佐藤　司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市小中野七丁目一番、最後の住所青森県八戸市小中野七丁目一番二九号　被相続人　亡　葛形　正剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月五日

青森県八戸市根城九丁目一九番一一号、事務所青森県八戸市根城九丁目一九番九号　浅石法律事務所　相続財産管理人　弁護士　浅石　紘爾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北本市石戸四丁目一〇七番地、最後の住所埼玉県鴻巣市松原四丁目一五番二八号　被相続人　亡　岩崎　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月五日

さいたま市浦和区岸町七丁目一二番四号　ニチモビル浦和四階　大倉浩法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大倉　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島市岡部字西原四二番地の五、最後の住所福島市清明町一番一〇号ロイヤルレジデンス一―三〇七　被相続人　亡　渡部富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月五日

東京都中央区日本橋室町一丁目七番一号スルガビル四階　相続財産管理人　弁護士　圓城寺　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県倉吉市鋤一五九番地、最後の住所名古屋市中川区丸米町二丁目一二九番地　市営丸米荘八〇三号　被相続人　亡　梅賀　邦彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月五日

名古屋市中区丸の内三丁目八番八号山富丸の内ビル四階　相続財産管理人　小川　晶露

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区七道西町一二番地二二、最後の住所大阪府堺市堺区七道西町一二番地二二並松住宅一棟二〇一号　被相続人　亡　上之段須子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月五日

堺市堺区中瓦町一丁四番二一号第一住建堺東ビル七階　相続財産管理人　中川　澄

2009事業年度エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社基礎的電気通信役務損益明細表の公告

電気通信事業会計規則第５条に基づく、2009事業年度の基礎的電気通信役務損益明細表を次のとおり公告します。

2010年８月５日

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

基礎的電気通信役務損益明細表

第11期（2009年４月１日から2010年３月31日まで）　（単位　百万円）

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益
基礎的電気通信役務	190	291	△100
基礎的電気通信役務以外の電気通信役務	907,969	807,675	100,293
（再掲）電報	104	33	70
合計	908,160	807,966	100,193